

高向小俣線ほか 1 線整備事業の三重県との協定等について

1 三重県との契約状況

	日付	契約名	契約内容
①	R2. 3. 23	協定書締結	事業期間【R2～R12】 事業費 約 43 億円
②	R4. 9. 14	変更協定書締結	事業期間【R2～R13】 事業費 約 86 億円
③	R4. 9. 15	受託事業契約書締結	橋梁下部工事(P1, P2)【R4～R5】 264, 026, 400 円
④	R5. 4. 3	受託事業契約書締結	橋梁下部工事(P3, P4, P5)【R5～R7】 3, 070, 000, 000 円
⑤	R5. 9. 11	受託事業変更契約書締結	橋梁下部工事(P1, P2)【R4～R5】 260, 158, 141 円
⑥	R6. 3. 25	受託事業変更契約書締結	橋梁下部工事(P3, P4, P5)【R5～R7】 2, 400, 000, 000 円

2 今後の対応

これまで、三重県と橋梁架替事業の協定及びこれに基づく橋梁下部工事の受託事業契約を上記のとおり締結していますが、地方自治法の定める所定の手続を経ていないため、必要な議会の議決を得ていない状況となっています。

このため、橋梁架替事業に必要となる費用に係る債務負担行為を設定する補正予算案並びに三重県との協定及び受託事業契約の締結の追認を求める議案を 6 月市議会定例会に提出し、御審議をお願いしたいと考えております。

なお、1 の表⑤の契約は、同表③の受託事業契約の契約金額を変更するもので、当初契約金額から 5 %以内の金額の変更であり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議決により指定を受けた専決処分事項に該当することから、同表③の受託事業契約について追認の議決を得た後、速やかに専決処分することとしたいと考えております。

(参考)

●地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～四 略

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六～十五 略

2 略

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

●伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

●市長の専決処分事項の指定について

平成18年3月30日
議決

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

工事又は製造の請負契約について、議決された契約金額の5パーセント以内の額に係る変更契約を締結すること。(当該額が3,000万円を超える場合を除く。)